

令和7年2月21日

〒444-3523

愛知県岡崎市藤川町字境松西1番地  
株式会社レッドバロン 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟  
理事長 堀田伸吾

(連絡先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階  
担当事務局 高杉陽子  
TEL 025-384-4021  
FAX 025-384-4022

### 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当団体は、消費者問題に関する情報収集及び提供、消費者被害の防止及び救済等を目的とし、消費者、消費者団体、消費生活相談員、研究者、弁護士によって構成され、令和3年10月20日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

今般貴社が利用されている売買契約書について、消費者保護の観点から検討させていただいた結果、別紙のとおり、条項等について消費者契約法等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる文言がありました。

つきましては、別紙のとおり申入れをいたしますので、貴社のご見解やご対応を、本書面到達後1か月以内に上記連絡先宛書面にてご回答くださるようお願いいたします。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及びそれ以降の経緯、内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第1 第5条（引渡し予定日の変更）

甲は表記記載の引渡し予定日に商品を受取る事とし、その予定日に受取る事が出来ない事由が生じた時は、甲は乙にその旨を通知し、甲乙双方合意の上で引渡し予定日を変更する事が出来る。但し、甲より通知が無く、引渡し予定日より10日を経過した場合、乙は催告しなくとも本契約を解除する事が出来るものとします。

#### 1 申入れの趣旨

上記条項のうち、但書きを削除する又は消費者契約法第10条に反しないよう修正してください。

#### 2 申入れの理由

- (1) 上記条項但書きは、消費者の受領遅滞の際に貴社が無催告解除することを認める規定です。
- (2) 民法413条は、受領遅滞があった際に、債務者が契約を解除することまで認めておりません。さらに、民法542条は、無催告解除が可能な場合を、限定的に規定しています。

仮に、予定日に受取る事が出来ない事由が生じた場合に、消費者が貴社に対してその旨を通知する義務が生じると解し、その義務を履行しなかったことをもって債務不履行に基づく解除ができるとの解釈が成り立ち得るとしても、本規約第5条で想定される場面では民法542条の要件を満たさず、無催告解除はできないものと解されます。したがって、当該条項は、民法の規定に比して消費者の権利を制限するものです。

そして、貴社が無催告で解除できることとなると、消費者は直ちに商品の所有権を失うことになるので、著しく不当であり、消費者の利益を一方的に害するものです。

よって、上記条項は、上記条項は消費者契約法10条に違反するものと思料します。

- (3) 以上より、上記条項のうち、但書きを削除する又は消費者契約法第10条に反しないよう修正してください。

### 第2 第6条（商品の確認）

商品の引渡しを受ける際、甲は契約した商品と相違なく且つ商品の装備、外観等が契約内容と相違ない状態にある事を確認の上引き渡しを受けるものとし、以後、甲は確認可能であった事項については異議を述べないものとします。

## 1 申入れの趣旨

上記条項を削除する又は消費者契約法8条1項1号、同8条の2ないし同10条に違反しないよう修正してください。

## 2 申入れの理由

- (1) 上記条項は、商品の引渡後は、消費者が商品について契約の内容に適合しないときにも、異議を述べることを制限するものと見受けられます。
- (2) 仮に、「異議を述べない」という文言が、貴社の責任の全部を免除するという趣旨なのであれば、追完又は不適合の程度に応じた代金減額等の被害者への救済の手段（消費者契約法8条2項1号）も同文言により排除されている以上、消費者契約法8条1項1号に反し無効です。

また、「異議を述べない」という文言が、貴社に債務不履行があり契約内容と相違のある状態で商品が引き渡された場合にも消費者の解除権を制限するという趣旨なのであれば、消費者契約法8条の2に反し無効です。

さらに、民法上、購入した商品が不良品である場合、買主は売主に対し、契約不適合責任に基づく代替物の引渡請求等が可能であり、その行使期間は、買主が契約不適合を知った時から1年以内とされています（民法562条、566条）。しかるに、上記条項は、消費者が引渡し以後異議を述べることができない旨規定するものであるため、民法で認められている消費者の権利を制限しており、また消費者の利益を一方的に害するものです。よって、消費者契約法10条にも反し無効です。

- (3) 以上より、上記条項を削除する又は消費者契約法8条1項1号、同8条の2ないし同10条に違反しないよう修正してください。なお、上記条項の「契約内容と相違」の文言が、契約不適合とは異なる趣旨（例えば、商品の取り違えなど一見して明らかに契約内容と一致しないが、消費者があえてこれを承諾した場合など）であれば、その旨明記してください。

## 第3 第8条（瑕疵担保責任）

乙は表記記載の商品に瑕疵の無い事を保証します。瑕疵についての担保責任は、乙の提供する保証書（マイツーリングパスポート）に規定された事項とします。本契約に定めていない事項及び本契約の各事項に疑義が生じた場合は、関係諸法規に準拠して甲乙双方で誠意をもって協議し解決するものとします。

### マイツーリングパスポート【品質保証】

- 3 品質保証の適用除外事項（有償となるもの）
  - ⑧ 外注・特注品に対してのクレーム。  
(特熱塗装・メッキ・張り替え・用品関係)

- ⑨ 一般に機能上影響のない感覚的現象。  
(例) 音・振動・オイルのじみなど。
- ⑩ 中古車車両に装着されていた、または新車納車時に組み付けたオプションパーツおよびカスタムパーツ・用品などの不具合、および装着によって発生した不具合。
- ⑪ 長期保管に起因するエンジン不調、またはオイル漏れ修理。
- ⑫ パンク修理。
- ⑬ 外装品及び消耗パーツで契約時に交換または修理の契約がなされなかったもの（レッドバロン基準以内のものを除く）。
- ⑭ 消耗品・油脂類、および保障の適用を受けないその他の部品。

## 1 申入れの趣旨

上記条項を削除する又は消費者契約法8条1項1号ないし同8条の2に違反しないよう修正してください。

## 2 申入れの理由

- (1) 適用除外事項について、貴社の責任の全部を免除するという趣旨なれば、追完又は不適合の程度に応じた代金減額等の被害者への救済の手段（消費者契約法8条2項1号）も排除されている以上、消費者契約法8条1項1号に反し無効です。  
また、適用除外事項について、消費者の解除権を制限するという趣旨なれば、消費者契約法8条の2に反し無効です。
- (2) 以上より、上記条項を削除する又は消費者契約法8条1項1号ないし同8条の2に違反しないよう修正してください。

## 第4 第15条（裁判籍）

本契約に関して生じた訴訟の裁判籍は、乙の所在地を管轄する名古屋地方裁判所岡崎支部又は岡崎簡易裁判所とします。

## 1 申入れの趣旨

上記条項を削除する又は消費者契約法10条に違反しないよう修正してください。

## 2 申入れの理由

- (1) 民事訴訟法5条は、個別事件における請求や当事者の属性を考慮して、事件と最も密接に関連する土地について特別裁判籍を定めており、原告の提訴上の便宜が図られています。
- (2) 貴社は事業を全国展開しており、日本全国の顧客との間で紛争が生じ得ます。上記条項が、仮に、専ら貴社の便宜のために名古屋地方裁判所岡崎支部又は岡崎簡易裁判所を専属的管轄とするものであれば、民事訴訟法5

条の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に害するものです。

- (3) よって、上記条項を削除又は消費者契約法10条に違反しないよう修正してください。仮に、付加的合意管轄の趣旨であれば、その旨明記してください。

以上